

# 愛知学院大学研究倫理規程

令和6年12月3日制定

## (目的)

第1条 この規程は、愛知学院大学（以下「本学」という。）研究に関する基本方針に基づき、本学で実施する研究活動の公正かつ適正な研究活動を推進するため、コンプライアンス及び研究倫理の徹底を図ることを目的として、本学において研究活動を行うすべての者及びこれを支援する者（以下「研究者等」という。）が遵守すべき責務等について、本学における研究者等の行動規範に定めるもののほか、研究者等に求められる倫理に関する事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次の各号による。

- (1)「研究」とは、科学及び文化の諸領域における専門的、学際的及び総合的に行う個人研究、講座内の研究、大学及び学部の附置研究所の研究、学内外の諸機関等との共同研究並びに各種プロジェクトによる研究をいう。
- (2)「研究者等」とは、本学の専任教職員のみならず、本学の研究活動に従事する者及びこれを支援する者をいう。なお、学部学生及び大学院生が研究に関わるときは、研究者等に準ずる者として扱うものとする。
- (3)「研究費」とは、第1号の研究に従事する研究者等に本学において交付される研究費及び研究者等が学外から獲得又は受託した外部資金をいう。

## (法令等の遵守)

第3条 研究者等は、国際的に認められた規範、規約、条約等、国内の関連する法令、告示等（以下「法令等」という。）、学校法人愛知学院及び本学が定める関係規程等（以下「規程等」という。）を遵守しなければならない。

## (最高責任者)

第4条 学長は、本学のすべての研究における最高責任者として、次の各号の体制の整備を行う。

- (1) 研究倫理の保持
- (2) 研究組織の適正な運営管理
- (3) 研究インテグリティの確保

2 前項第3号の研究インテグリティの確保に必要な事項は、別に定める本学における研究インテグリティの確保に関する規程によるものとする。

## (統括責任者)

第5条 最高責任者の責務を補佐するため、統括責任者を置き、学部（教養部を含む。）にあっては学部長（教養部長を含む。）及び本学大学院研究科（以下「研究科」という。）にあっては研究科長をもってこれに充てる。

- 2 統括責任者は、最高責任者の命を受けて、学部又は研究科の第4条に係る業務を行うほか、研究費の使用及び管理が適正に行われるよう所属する研究者等を指導及び監督する。

(研究者等の責務)

第6条 研究者等は、研究活動上の不正行為及びその他の不適切な行為を行ってはならず、また、不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証の可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データ及びその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

- 3 研究者等は、各研究分野の特性に従い、研究活動の過程を実験ノート又は電子媒体により記録に残さなければならない。なお、保存に当たっては、研究活動に伴って発生した研究データ(資料・試料)及び研究活動時に利用した装置は、研究者等が研究活動の公正性等を説明するために後日の検証が可能となる状態で管理しなければならない。

また、「資料」の保存期間は原則として当該論文等の発表後10年間とし、「試料」及び「装置」の保存期間は原則として当該論文等の発表後5年間とする。ただし、資料・試料・装置の特性上、保存が困難を伴うものについてはこの限りではない。

- 4 国の法令等、学会等の指針等、当該研究に関わる配分機関等の定め及び共同研究等の契約等において、資料・試料・装置の保存に特段の定めがある場合には、それらを優先しなければならない。

- 5 研究者等は、自ら主たる責任をもって研究データを保存しなければならない。なお、研究者等が本学を転出又は退職した後も、その責任を負う。また、研究者等は、転出又は退職の際、以後の自らの所在を所属する部局に報告するなど、転出又は退職後に各部局が追跡できるよう措置を講じなければならない。複数の研究者等が参画して本学で研究を行う場合、研究代表者は自らのグループの研究者等の転出又は退職に際し、当該研究者等の研究活動に係る研究データのうち、保存すべきものについては必要に応じバックアップをとって保管しなければならない。

- 6 研究者等は、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するために必要があれば研究データを開示しなければならない。なお、転出又は退職した後もその責任を負う。

- 7 研究者等は、研究装置・機器及び試料及び薬品等を取り扱う場合は、関係法令等及び規程等を遵守し、維持・安全管理に努めるものとする。

- 8 研究者等は、必要に応じ研究者倫理及び研究活動に係わる法令等に関する研修又は講習等を受講しなければならない。

- 9 研究者等は、他人の研究論文等の査読、その他研究業績の審査にあたる場合は、当該審査基準等及び自己の知見に基づき公正に審査を行わなければならない。

- 10 研究者等は、研究で使用する研究室及び実験室等の環境並びに当該研究室等で使用する装置・機器、試料及び薬品等の取扱いに関し、安全上のリスク回避に努めるものとする。

(研究費の取り扱い)

第7条 研究者等は、研究費の適正な使用に努めなければならない。

- 2 研究者等は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。
- 3 研究者等は、研究費の使用にあたっては、法令等、規程等及び当該研究費の使用ルール等を遵守しなければならない。
- 4 本学における公的研究費等の取り扱いについては、学校法人愛知学院における公的研究費等の取扱規程の定めによる。

(研究活動における不正行為の防止)

第8条 研究者等は、あらゆる研究活動において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないこと及び加担しないこと、並びに研究及び調査データの適切な取り扱いを徹底し、不正行為等の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努めなければならない。

- 2 研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の対応は、本学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程の定めによる。

(個人情報保護)

第9条 研究者等は、研究の過程で収集した他人の個人情報の保護に努め、法令等及び規程等に基づき適正な取り扱いを行わなければならない。

- 2 研究者等は、研究活動において収集した資料・データ等の管理に万全を期すとともに、研究上知り得た個人情報を本人の同意なしに漏らしてはならない。

(利益相反への対応)

第10条 研究者等が企業・団体等（以下「企業等」という。）と連携・協力して産学官連携活動を行う場合は、利益相反の発生に留意をするとともに、利益相反の状況が発生する場合は、学校法人愛知学院利益相反マネジメント規程に基づき適正に対処するものとする。

(職務発明等)

第11条 研究者等が発明等を行ったときは、学校法人愛知学院職務発明等規程に基づき、速やかに届け出を行わなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第12条 研究者等は、研究の対象者や研究への協力者等（以下「研究対象者」という。）に対して、法令等及び指針等関係規則を遵守し、これを保護しなければならない。

- 2 研究者等は、人の行動、思想信条、財産状況及び心身等に関する個人の情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者である研究対象者又は法律上の権限を有する者に対して目的及び収集方法等の説明を行い、原則として文書で同意を得なければならない。

また、同意の撤回も可能であり、かつ撤回により不利益を受けないことも説明しなければならない。なお、組織又は団体等からの情報・データ等の提供を受ける場合についても同様とする。

- 3 研究者等は、提供を受けた結果を研究成果として公表する場合については、原則として予め研究対象者の同意を得なければならない。

(人を対象とする研究倫理)

- 第13条 文学部、心理学部、商学部、経営学部、経済学部、法学部、総合政策学部及び教養部（人文・社会科学系の大学院研究科（心身科学研究科においては心理学専攻を対象とする。）を含む。）の研究者等が人を対象とする研究を行う場合は、別に定める人文・社会科学系学部における人を対象とする研究（生命科学・医学を除く）倫理規程によるものとする。
- 2 健康科学部、薬学部又は歯学部の研究者等が人を対象とする研究を行う場合は、各学部が定める当該倫理規定（指針を含む）の定めによるものとする。
  - 3 第1項の学部等が独自に当該倫理規定（指針を含む）を定める必要がある場合は、第1項に関わらず、これを定めることができる。

(人を対象とする研究倫理審査に関する委員会)

- 第14条 各学部（教養部を含む。）に人を対象とする研究倫理審査に関する委員会（以下、「委員会」という。）を置く。
- 2 前項の委員会は、常置又は研究者等から人を対象とする研究を行う旨の申し出があった場合に設置することができる。
  - 3 委員会に関する事項は、必要に応じ各学部（教養部を含む。）において定めることができる。

(安全保障貿易輸出管理)

- 第15条 研究者等は、国際的な安全保障の観点から、大量破壊兵器等への転用可能な貨物の輸出及び技術の提供については、関係法令等の遵守及び必要な学内手続きを行わなければならない。
- 2 前項の手続き等に関しては、本学・本学短期大学部安全保障輸出管理規程により行う。

(啓発活動)

- 第16条 学長は、研究者等の研究倫理意識を高めるために必要な啓発活動及び倫理教育を実施する。
- 2 統括責任者は、学部又は研究科において必要な啓発活動及び倫理教育を実施する。

(規程の改廃)

- 第17条 この規程の改廃は、代表教授会、大学院委員会及び学内理事会の議を経て、研究推進部・社会連携部 研究推進・社会連携課において行う。

附 則

この規程は、令和6年12月3日から施行する